

# KAGURA

No.7

**祝 ユネスコ無形文化遺産への提案決定**

## 長崎県 Nagasaki Pref



壱岐神楽  
Iki



平戸神楽  
Hirado



玉之浦神楽  
Tamanoura



上五島神楽  
Kami-goto

五島神楽  
Goto

### 目次 Contents

寄稿「神楽と陰陽五行」	2
正会員の神楽紹介	4
特集「大学と地域の連携 -教育・神楽継承への効果-」	6

会員の皆さまへ	7
事務局だより	7
令和7年度 全国神楽継承・振興協議会活動報告(其ノ二)	裏表紙

# 「神楽と陰陽五行」

神崎宣武



陰陽五行とは、「陰陽道」(いんようどう、とも)と「五行思想」のことである。いずれも、古代中国に起源をもつ哲理である。

そのとり入れられ方については、諸説があるが、里神楽にも影響を与えた。とくに、五行思想がそうであった。「五龍王」「五神」「五行」「王子」などの曲目が全国各地に伝わるところである。

五行思想に基づいた神楽。ここでは、総じて五行神楽とする。五行にちなんだ木・火・土・金・水を基に森羅万象の起源にことよせることになる。舞い方も、四方を舞い、最後に中央に戻る形式が多い。それを、一人で行なうか五人で行なうか、神楽歌や祓詞も共通するところもあるが、そのところどころでの変化もある。象徴的なのは、幣や幡に五色(青・赤・黄・白・黒)を用いるところだ。ただ、黒は縁起をかついで紫に代えることにもなった。

そうした舞や詞を今日までよく伝えているのは、中国地方ということになる。とくに、備後(広島県)や備中(岡山県)の中山間地方での伝承が、古文書類の残存例から近世以前にまで遡れるということで注目に値する。それは、直面(素面)での観系(杜家系)の系譜ということになる。

以下は、吉備高原上の荒神式年祭(七年神楽とも呼ばれるごとく、足かけ七年ごとの開催が多い)で演じられる五行神楽を中心にみていくことにする。

## 荒神式年祭で表出する五行神楽

式年(7年か13年)ごとの荒神神楽で、これまで伝えられてきた荒神神楽の標準的な次第は、以下のとおりである。

修祓 / 神舞 / 差紙 / 白蓋神事 / 奉納行事 / 祝詞奏上 / 玉串奉奠 / 頂盃 / 導き舞 / 猿田彦舞 / 神能(神代神楽 = 天岩戸開き・国譲り・大蛇退治・吉備津) / 五行神楽 / 託宣 / 石割神事

ここでは、神事系の神楽(太字)が表出するが、神能(神代神楽)も重なるかたちで演じられる。時間ではかると、神能の方が長くなるだろう。

神能系の神楽とは、近世後半(文化・文政期)に西林国橋が創作した演劇的なもので、太夫による社中がそれを行なう。「岩戸開き」「国譲り」「大蛇退治」、それに「吉備津」。仮面を多用し、神楽歌や言立・命舞や姫舞に加えて、荒舞や茶利でにぎわう。氏神社(ほぼ大字ごと)の例大祭に奉納される宮神楽や催物の神楽では、この神能系の神楽が中心となる。

しかし、備中地方における神楽は、それが祖ではない。その発生は中世末のころまで遡って確かめられる。ここでは、「神舞」「差紙(役指)舞」「白蓋神事」「託宣神楽」、それに「五行(五行神楽)」などが演じられてきた。

さらに時代を遡っての荒神神楽の次第も確認しておこう。

天明8(1788)年の『八ヶ市三宝荒神御神楽帳』には、次のようにある(八ヶ市は、八日市。現在の岡山県井原市美星町にある)。

神主(神崎出雲守) / 当番(甚兵衛) / 清目(三宅 右口) / 御座清女(野内 左中) / 御祓(藤井 岩尾) / 申上(宮田 津守) / 神向(田中主膳・藤井小源氏治) / 祝詞(藤井 帯刀) / 先払(藤井 岩尾) / 四神央子 / 大王 / 剣舞(酉年 甚兵衛) / 託(藤井 岩尾) / 星明神(宮村 津守) / 両糸びす / 以下、諸神神楽 / 舞納注連五王(宮田 津守) / 以下、願主の祈禱神楽列記略す(原文のまま / 名前は近隣の神職名)

これにはもちろんのこと、西林国橋によって創られた神代神楽(神能)の演目はない。当時は、すなわちそれが神楽というものであった。

はじめに、「清目」(清め)から、「神向」(神迎え)までの前半は、神事系の曲目が続く。

そして、「四神央子」(四神皇子)、「大王」(万古大王)。太字で表した一組で五行相生をなす。先舞(先払=猿田彦舞)と後舞(剣舞)が前後に組まれており、その間の五行神楽がかつての荒神神楽の中心となっていたことがわかる。

「託」とは、託宣神事、そして、最後に諸神神楽、注連五王、祈禱神楽などが続く。

## 五行思想に基づく問答とその収拾

さて、現在に伝わる五行神楽である。

はじめに、四人の王子がそれぞれに色違いの陣羽織を着て登場、神殿（神楽の舞台で二間四方）の四隅に着座する。

それぞれに、「東方木の御祖、木句廼智の命」  
「南方火の御祖、軻句突智の命」  
「西方金の御祖、金山比古の命」  
「北方水の御祖、水波女の命」、と名乗りをあげる。そして、それぞれに四季の歌を詠じる。

そこへ、翁面の万古大王が五色の幡（青・赤・黄・白・黒）を手にして登場。ここでの万古大王とは、四人の王子の父神である。

まず、五行祭文を詠じ、自らの寿命を説く。そして、暇乞いとして四人に掌務の分担を行なう。たとえば、当方の太郎の王子に対しては、「これより東の方に八棟造りの御所の内裏を建て、甲乙木性男女を守護なし給い、春の三月を領知なし給え」と（長い語りの内の一部）。



五郎王子と四王子

八棟造りの御所の内裏を建て、甲乙木性男女を守護なし給い、春の三月を領知なし給え」と（長い語りの内の一部）。

四人それぞれの掌務を表わす幡を渡した後、最後に遺言を言い渡す。それは、もう一子の嬰児があり、五郎の王子埴安彦の命と名付けている。その子が成長したあかつきには、春夏秋冬のなかの土用の一徳を分与し、五色のうちの黄をも分与し、季節万物が滞りなく循環するように兄弟和合をはかるよう、と頼み、黄色の幡一本を持って天上する（幕に入る）のである。

入れ替わりに、黄色の幡を手にした五郎の王子埴安彦の命が舞い出て名乗りを行なう。

それからは、会話言葉での問答が展開する。四人の兄王子たちは、簡単には承服しない。五郎の王子も要望を通そうとして声高になる。そして、決別、決戦寸前まで激していく。

そのとき、仲裁役の修者堅牢神が中を割って登場。四王子を叱って喧嘩をおさめようとする。その問答がおもしろおかしく展開する、ここでの修者堅牢神は、



修者堅牢神

茶利役（道化役）でもあるのだ。それに、仮面をつけて演じるところからも近世に生じた神能（神代神楽）の影響を多分に受けてのことだろう。事実、先の「八日市三宝荒神御神楽帳」には、四神中央（五王子）と大王（盤古大王）の役配は出てくるが、仲介役修者の役配はないのである。

なお、備後（広島県）の神楽にも、「王子舞」として五行相生が演じられる。これは、問答よりも祭文を唱えての舞神楽というべきもの。ただ、そこにも文撰博士なる仲介役が登場するのだ。

備中と備後の境界地域では、古来往き来が盛んで、神楽にも共通するところが多い。文撰博士も着面で、風体も修者堅牢神とほとんど変わらない。ただ、文撰博士は、修者堅牢神のような茶利役ではない。なぜか、を解くのはむづかしいところである。

神楽は、各地に数多く伝わる。だが、近年の少子高齢化。ところにもよるが、その伝承に変化が生じてもいる。備中・備後でも例外でなく、式年の荒神神楽が省略や減少の傾向にあり、それにあわせて五行神楽が演じられる機会も後退しつつある。それゆえに、祖の神楽とは、と、いまいちど見直し問い直すのが大事ともなっているのではあるまいか。

## 主要参考文献（事典類を除く）

- 芸能史研究会編『日本民俗文化史料集成 第一巻〈神楽・舞楽〉』三一書房 1974 / 石塚尊俊『西日本諸神楽の研究』慶友社 1979 / 神崎宣武編『備中神楽の研究—歌と語りから』岡山県美星町教育委員会 1980 / 岩田勝『神楽源流考』名著出版 1983 / 田地春江『神楽大夫・備後の神楽を伝えた人びと』岩田書院 1995 / 石塚尊俊『里神楽の成立に関する研究』岩田書院 2005 / 神崎宣武『神楽 神々をもてなす伎芸』（角川選書）KADOKAWA 2025

### プロフィール

神崎 宣武

1944年 岡山県生まれ。民俗学者。岡山県宇佐八幡神社宮司。『江戸の旅文化』（岩波新書）、『神主と村の民俗誌』（講談社学術文庫）など日本の民俗や信仰を題材とした著書多数あり。

# ひばこうじん 比婆荒神神楽 (広島県)

比婆荒神神楽は、主に広島県庄原市東部（東城町・西城町）でおこなわれている「もとやまさんぼうこうじん本山三宝荒神」に奉納する祖霊信仰の神楽です。

発祥年月は不明ですが、現存している最古の文献が慶安4年（1651）のたくさいもん手草祭文、それにつづく文献が寛文4年（1664）の神楽能本であることからみて、少なくとも中世から伝えられたものではないかと推察されています。

この地域には、中世の名残りともみられる「な名」のかたちが今もそのまま残っており、名の信仰の中心として本山三宝荒神が存在しています。本山三宝荒神は名内全体の祖霊神であり、守護神・うぶすなのかみ産土神



大当屋での七座神事（猿田彦の舞）

としての性格をもつことから、氏神に対するおおらかな信仰とは異なり、その信仰は厳格なため、毎年おこなわれる「小

神楽」と式年（前式年から7・13・33年目等、各名によって異なる。）の「大神楽」は、名内の人々によって最も盛大かつ厳粛におこなわれてきました。

式年の大神楽は、ことうや小当屋で前神楽、おおとうや大当屋で本神楽、灰神楽と、現在では二日一夜かけておこなわれ、大神楽から三年後には「御戸開き神楽」がおこなわれています。

神楽の古いかたちを残しており、特に鎮魂の要素を残しているのが特色といわれ、なぐせん かみが託宣（神懸かり）の神事を伝えていることなど、全国的にみても貴重な存在のため、昭和54年に重要無形民俗文化財に指定されています。



八重垣の能

# ゆかば かんまい 岩国行波の神舞 (山口県)

岩国市行波は山口県の東部に位置し、中国山地を源流とする延長110kmの錦川下流域の右岸に、標高409mの雲霞山を背にして、その山麓緩斜面にある集落です。

行波地区で初めて舞が奉納されたのは、寛文8年（1668）の秋季例祭と伝えられており、第1回の「岩国行波の神舞（式年祭）」は寛政3年（1791）に奉納され、以降、七年期に一度、絶えることなく今日に伝わっています。もともとは、世襲神主の人たちによって奉納されていた社家神楽で、明治4年（1871）の太政官布告によって神官による神楽奉納が禁止された後は、里人に神楽が伝授され、継承されてきました。

神楽継承後、観衆の目を意識し、舞い方を改変したり、華美に走ったりすることなく、伝統をよく伝えられていると評価され、昭和54年



日本紀

（1979）2月に国の重要無形民俗文化財の指定を受けました。

足掛け7年目ごとの4月に行われる式年祭では、地域住民や保存会が一丸となり、行波の河川敷に赤松の巨木8本を用いて、四間四方（約7.2m四方）もの神殿（かんどん）を設け、一昼夜半をかけて十二座と八関の舞を奉納します。また、毎年10月中旬の秋季例祭では、地区の鎮守・荒玉社の境内でその一部を奉納します。動きは、順・逆に回り返す太夫舞（巫女舞）を基調に、静と動が巧みに組み合わせられ、優美さの中に古風が良く残る点が特徴とされています。



八関

## みつくりかぐら 三作神楽 (山口県)

みつくりかぐら  
三作神楽は、山口県周南市北西部の和たみつくり地区（林・はらあか・なかむら）の3自治会を合わせて三作という）に古くから伝承され、7年目ごと（卯年・酉年）の式年祭で、地元の河内社に



三方荒神の舞

奉納されてきました。その起源については定かではありませんが、明らかな資料としては、明和元年（1764）の墨書のある面が残っていました。言い伝えによると大宝年間（701～703）に大飢饉があったとき、この地方にも五穀が実らず、疫病が発生しました。村人は草や木を噛んで飢えを凌ぎ、多くの死者を出した村は悲しみの声で満ちていたと言います。

この苦難から逃れようと河内社に五穀豊穡と疫病退散を一心に祈願したところ、翌年からは作物が実り病気も癒え、村には再び平和が訪れました。村人はそのお礼として、力を合わせて神楽を奉納するようになったと伝えられています。式年祭で、神殿を設け、神迎えをして23の舞を奉納するこの神楽は、神事としての神楽舞の実態を実感として味わうことができるとともに、神楽舞の古式を十分に伝えることができる貴重なものです。

昭和62年に山口県の無形民俗文化財に指定され、平成6年には国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択、さらに平成12年には国の重要無形民俗文化財に指定されました。



卓の舞

## 伊予神楽 (愛媛県)

宇和島市及び北宇和郡一帯の各神社の春祭りなどに舞われる神楽で、「おかんこ（男神子）神楽」とも呼ばれています。

宇和島市の伊吹八幡神社に伝わる元文三年八月宇城板島郷正一位八幡宮宇正之神主渡辺豊前守源応曹が編した「伊予神楽舞歌並次第目録」の序によると、もと「男神子四国神楽」と称していましたが、伊予二名島（四国の古名）の古義にしたがって、「伊予神楽」と称したとされています。

神楽の次第は「天地開」「諸神造酒祭」「式三番舞」「喜余女手草之舞」などを経て、「神送」まで35番をもって構成されます。



悪魔払之舞

「伊予神楽舞歌並次第目録」には、ほぼ現在と同じ35番の神楽の説明があるので、かなり以前から現状の神楽が執行されていたと考えられ

ます。

舞台は神社の拝殿や神楽殿で、大太鼓、締太鼓、銅拍子、笛が囃子に使用されます。夜間に奏上されるの



火焼之舞

が原則ですが、全曲を奏上するには、夜を徹して行わなくてはなりません。神楽の奏上は、いずれも斎戒沐浴した神職によって行われる厳粛なものです。近年の祭礼では伊予神楽が、15番くらいの曲を選んで奏上されます。

35曲を全て演じるためには、舞・演技・所作・奏楽に独自の技術の習得を要し、老練者から若年者への指導と伝授が代々行われて来ました。現在、伊予神楽伝承のため南予一円の神職で組織された伊予神楽神奈岐会（かんなぎ会）が定期的に練習を重ねています。

# 大学と地域の連携 —教育・神楽継承への効果—

大谷津早苗（昭和女子大学教授）

大学での神楽教育、また、それが神楽継承にどのような効果をもたらすのか、昭和女子大学「椎葉巡見プロジェクト」の例を紹介したい。

「椎葉巡見プロジェクト」は宮崎県椎葉村で民俗調査を行うプロジェクトで、8月下旬に3泊4日で実施する。2012年にスタートし、2025年までに11回催行した。参加延べ人数136名、旅費は自腹、単位にもならないが人気のプロジェクトである。

活動の柱の一つは椎葉神楽の実地見学と体験、継承者との交流である。これまで、<sup>たけのえだお</sup>嶽之枝尾・<sup>おまえ</sup>尾前・<sup>つがお</sup>柁尾・<sup>おおかわら</sup>大河内・<sup>むかいやまひそえ</sup>向山日添・<sup>よかりうち</sup>上椎葉・<sup>よかりうち</sup>夜狩内等多くの神楽に伺った。神楽保存会には事前に特色ある演目の奉納を2、3番お願いしておく。当日学生は神楽見学、聞き書き、舞の動作・唱え言・ご幣切り等を体験し、最後は伝承者の方々と交流を行う。学生はこの経験の中で、椎葉神楽の特色、歴史的価値や地域性を深く理解するが、継承に向けてもよい効果をもたらしているのではないだろうか。2014年の柁尾神楽の例でいうと、演じていただいた「たいどの」について、学生は引率教員の解説を聴き、詞章に平安後期から中世にかけて流行した歌謡が含まれていて、芸能史や歌謡史の上で貴重な伝承である、ということを知った。おそらく保存会の方々も、あらためて自分たちの伝承が貴重であることを自覚され、継承への意識が高まったものと思う。

2025年、本学光葉博物館にて企画展「椎葉再発見!! 椎葉巡見プロジェクト民俗調査10年の歩み」を開催し、

関連で尾前神楽公演を実施した。カンシン、猪祀り・板起こし、森の上、弓通し、火の神など尾前神楽の特色ある演目を上演したが、その折、数年ぶりに「火の神の氏入れ」という神事が再現された。竈の前で行われ、「火の神」は神事の後に人形を持った舞子二人が竈の前から舞い出す。公演中、尾前秀久椎葉神楽保存連合会会長の解説があり、観客は理解を深めることができた。「火の神の氏入れ」を初めてみた保存会の方もいて、継承の点でもよい機会となった。

学生は、保存会の方々との交流を通して、「椎葉の人、も深く心に残るようだ。人への優しさ、神楽への愛、自然との関係、神への敬意、地元への愛着、人と人のつながりの強さ。椎葉と神楽に魅了された学生は、冬の本番の神楽見学へも出かけていく。

以上のように、大学との連携は学生と共に伝承者が学び場を創り出す。その学びは継承に向けた意識の高まりをもたらすといえる。

「椎葉巡見プロジェクト」は椎葉村及び椎葉村教育委員会、椎葉神楽保存連合会のご理解とご協力があったことである。椎葉のどの保存会の方々も学生を歓迎し、よい機会になったと好意的に受け止めて下さる。学生の学びの機会が神楽継承にも役立つならば、双方にとって有意義で今後も継続したい。

その年の成果は『椎葉巡見報告書』（A4、100頁前後）として、3月末に刊行する。宮崎県立図書館等で閲覧可能なので、ぜひご覧ください。



夜狩内神楽の「願成就」<sup>がんじょうせい</sup>を体験  
(2025年8月30日 夜狩内集落センターにて)



昭和女子大学尾前神楽公演「カンシン」  
(2025年7月20日 光葉博物館展示室にて)

## 会員の皆さまへ

全国神楽継承・振興協議会会長 後藤 俊彦

寒さの中にも折々に春の訪れを感じる今日この頃、全国神楽継承・振興協議会会員の皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

さて、令和7年11月に「神楽」のユネスコ無形文化遺産への提案が決定したことは、まことに喜ばしい出来事でした。これも、ひとえに全国の神楽に関わる皆さまや、それを支える行政・関係団体各位の御協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。神楽のみならず、伝統行事の継承に携わる皆さまにとっても一筋の光明となることでしょう。

今回の提案決定は、登録に向けた大きな一歩ではありますが、これから続く神楽の保存、継承に向けた取組の過程でもあります。神楽の保存・継承と、世界に向けた発信を実現するための歩みは続いてまいります。

今後も、皆さまの一層の御力添えを賜りますようお願いいたします。



## 事務局だより

去る11月に「神楽」のユネスコ無形文化遺産への提案決定という嬉しいニュースが事務局にも伝えられ、大きな喜びに包まれました。日本の神楽が、より一層、世界各地の方々に認知されることで、当協議会の正会員である国指定重要無形民俗文化財の神楽はもちろんのこと、各地に伝わる神楽の継承を確実なものとするための取組が加速することが期待されます。

ここでは、当面の目標である登録に向けた今後の流れについてまとめてみます。

ユネスコ無形文化遺産の概要については、会報『KAGURA』創刊号にも掲載していますので御参照ください。無形文化遺産保護条約の締約国から、毎年3月に提案された案件は、評価機関による審査を経て、無形文化遺産政府間委員会で審議され、登録の可否が決定します。日本からの提案案件は実質的に2年に1件の審査となっています。「神楽」の場合は、令和8年3月の提案、令和9年3月の再提案ののち、令和10年12月頃に開催される政府間委員会において、登録が決定する見込みです。

### ユネスコ無形文化遺産登録 今後の流れ

**令和7年11月**  
ユネスコ無形文化遺産への提案決定

**令和8年3月**  
ユネスコへ提案

**令和9年3月**  
ユネスコへ再提案

評価機関による審査

**令和10年12月頃**  
登録決定（見込み）

## 令和7年度 全国神楽継承・振興協議会活動報告(其ノ二)

令和7年度下半期は、ユネスコ無形文化遺産への提案決定にあたり、全国神楽継承・振興協議会として大きな活動は行っておりませんが、各保存団体、関係自治体におかれましては、SNS等での情報発信や報道機関の取材など、それぞれに御対応いただきました。また、特に令和8年初頭からの提案準備におきましては、会員の皆様には、極めて短い期間で、映像等の資料提供や同意書の作成など多大な御協力を賜りました。ここに、改めてお礼申し上げます。

令和7年度、本協議会に加入いただいた新会員の皆様は表2のとおりです。今後も全国一丸となって、神楽の保存・継承と、地域の活性化を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最新の会員情報は、協議会ホームページ < <https://www.miyazaki-archive.jp/kagura/> > で御覧いただけます。

表1：下半期の主なできごと・活動内容

日時	内 容	場 所	備 考
R7年11月11日	全国神楽継承・振興協議会都道府県担当者会	オンライン	
R7年11月28日	文化審議会無形文化遺産部会が、令和7年度の提案候補として「神楽」「温泉文化」を選定し、文部科学大臣へ答申 無形文化遺産関係省庁連絡会議において、「神楽」「温泉文化」をユネスコへ提案することが決定	—	
R8年1月～3月	ユネスコへの提案準備	—	
R8年3月28日	会報『KAGURA』第7号刊行	—	本号

表2：令和7年度新規加入会員のご紹介

正会員（保存団体）

指定名称等	正会員名
愛知県「花祭」	東園目花祭保存会
三重県「桑名の伊勢大神楽」	一般社団法人 伊勢大神楽講社
高知県「土佐の神楽」	安居神楽保存会 名野川磐門神楽保存会

特別会員（関係市町村）

国指定名称等	特別会員名
三重県「桑名の伊勢大神楽」	桑名市
岡山県「備中神楽」	井原市、総社市、新見市、矢掛町、吉備中央町
熊本県「球磨神楽」	錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、あさぎり町

### 編集後記

本号では、神崎宣武様より「神楽と陰陽五行」と題する貴重な論考を御寄稿いただきました。五行思想に基づいた神楽は中国地方で今日まで伝えられており、その起源は中世末まで遡るとの御見解が示され、豊富な実地での調査を通じた記録と貴重なご提言が述べられています。なお、論考中にも引用されておりますが、神崎先生におかれましては、これまでの調査と研究の成果を盛り込まれた御著書『神楽 神々をもてなす技芸』を令和7年11月に上梓されております。

特集のコーナーでは大谷津早苗様より大学実習と地域のつながりについての記録をお寄せいただきました。大学側と神楽関係者の双方にとって有意義な時間であったことがうかがえます。正会員の神楽紹介では、中国・四国地方の4つの神楽・保存会様について掲載することができました。

本号の刊行に至るまで御協力いただいた皆さまに感謝申し上げます。